

秋田県告示第565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定に基づき、公告する。

平成29年12月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 意見の聴取の期日 平成30年1月17日（水）午後2時
- 2 意見の聴取の場所 仙北市角館町東勝楽丁19
仙北市役所角館庁舎 西側2階第4会議室
- 3 許可しようとする建築物の建築の計画
 - (1) 建築物の用途 自動車車庫
 - (2) 建築物の場所 仙北市角館町小勝田鶴ノ崎51-2 他